

大和市行政改革大綱

平成31年4月（改定版）

大和市

目次

I 基本的事項

1. これまでの行政改革	1
2. さらなる行政改革の必要性	2
(1) 社会環境の変化	
(2) 行政改革の必要性	
3. 「健康都市 やまと」を実現するための行政改革	4
4. 計画期間	5
5. 個別計画との関係	5
(1) 行政改革実行計画	
(2) 定数管理計画	

II 行政改革の取り組み

1. 分かりやすい行政経営	6
(1) 相互理解に基づく行政経営	
(2) 目標設定による行政経営	
2. 即応性の高い行政経営	8
(1) 健全で持続可能な財政運営	
(2) 機能的な組織・態勢づくり	
(3) 公共施設・公有資産の適正管理	
3. 人財を活かした行政経営	13
(1) 資質の高い職員の採用	
(2) 職員の能力向上	
(3) 職員の意欲を高める配置・環境づくり	

I 基本的事項

1. これまでの行政改革

地方公共団体の役割は、住民の福祉の向上を図ることを基本として、市民に対し質の高い行政サービスを提供することにあります。その実現に向けては、限られた財源の中で、「最小の経費で最大の効果を挙げる」という、自治体運営の基本原則に則った行政運営が必要であり、不断の行政改革が求められます。

本市では、これまでも社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するために、昭和 60 年の「大和市行財政運営の基本方針」の策定以降、4 度にわたり、行政改革に関する方針を策定し、組織の見直しや職員定数の適正化、民間委託の推進など行政改革に積極的に取り組み、効率的な行政運営を進めてきました。

《行政改革に関する方針の策定経過》

昭和 60 年	大和市行財政運営の基本方針
平成 8 年～平成 12 年	行政改革大綱
平成 13 年～平成 17 年	新大和市行政改革大綱
平成 18 年～平成 20 年	大和市行政改革ビジョン
平成 21 年～平成 30 年	大和市行政改革大綱

2. さらなる行政改革の必要性

(1) 社会環境の変化

① 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

首都圏内に位置する大和市においても、今後、高齢化率の上昇と生産年齢人口の減少が進展することが予測されています。

本市の人口は市制施行以来、増加を続け、2023年に約24万人のピークを迎えた後は、緩やかに減少していく見通しです。

年齢構成別の変化をみていくと、2017年に約13%であった年少人口（0～14歳）が2028年には12%に、約64%であった生産年齢人口（15～64歳）が約62%へと低下する一方、65歳以上の人口は約23%から26%へと上昇する見込みとなっており、今後、少子高齢化が一層進展するものと予測されます。

② 今後の財政状況

日本経済は、戦後2番目の長さと言われる景気拡大局面を迎えておりますが、今後の人口減少局面を踏まえると、市の歳入の根幹である市税の大幅な増収を見込むことは難しい状況となることが予測されます。

一方、歳出においては、高齢化の進展により、医療・介護にかかる費用など社会保障関連経費の増加が見込まれるほか、高度経済成長期に整備された公共建築物及びインフラ施設の老朽化に伴う修繕や更新に係る財源が必要になるなど、厳しい財政状況が続くものと想定されます。

(2) 行政改革の必要性

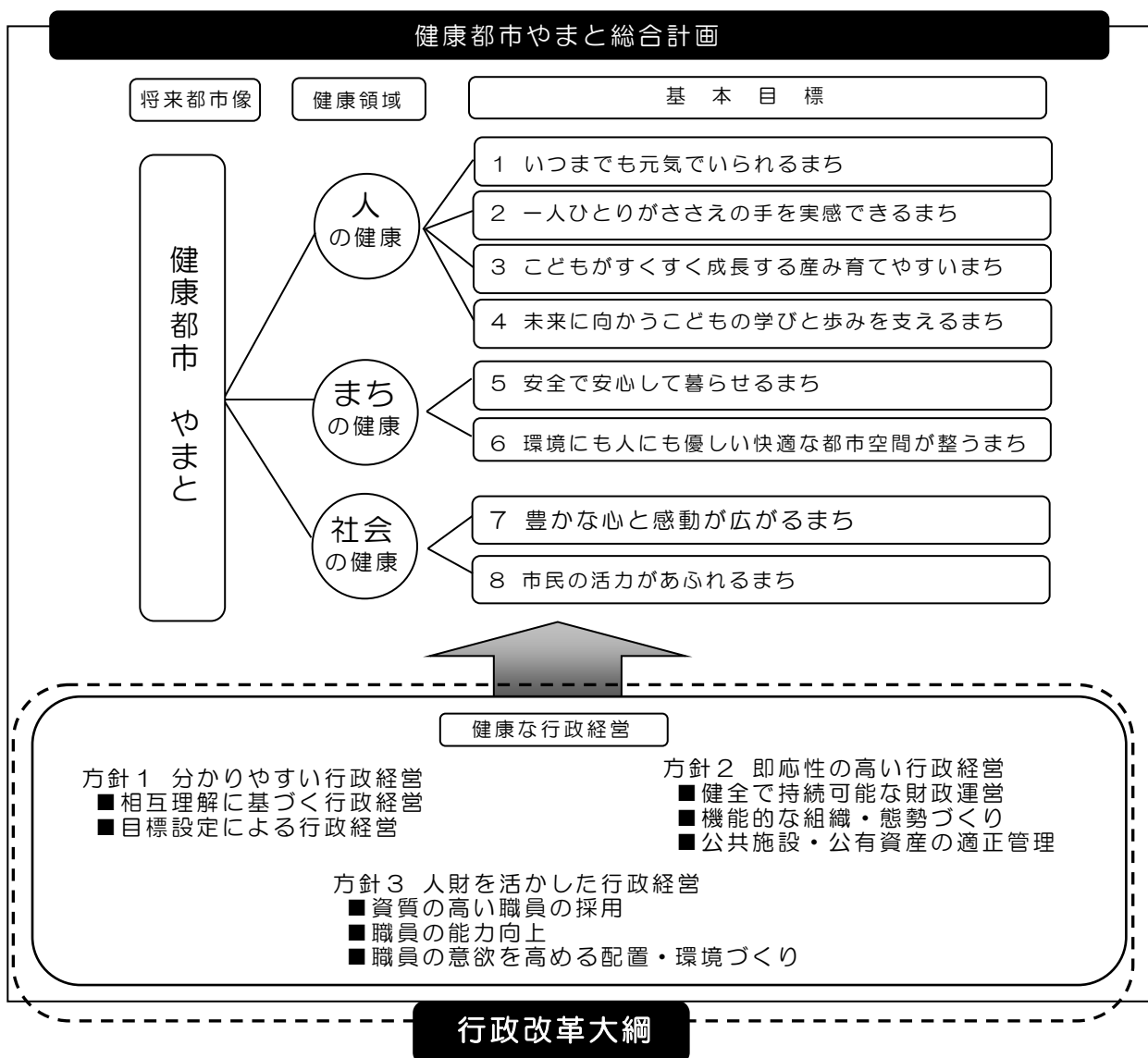
このような厳しい状況においても、より質の高い行政サービスをより低いコストで持続的に提供するとともに、多様化、高度化する行政需要や新たな行政課題に対応していくためには、限りある行財政資源を有効に活用、配分していくなど、効率的・効果的な行政経営を維持しつつ、本市を取り巻く課題に的確に対応していく行政改革への取り組みがより一層求められています。

3. 「健康都市 やまと」を実現するための行政改革

健康都市やまと総合計画は、「健康都市 やまと」を将来都市像とし、都市の構成要素である「人」、「まち」、「社会」の3つの健康領域において8つの基本目標とそれを支える「健康な行政経営」を設定し、将来都市像の実現を目指しています。

本市は、総合計画に基づき、3つの健康の連携を深め、成熟させていくことにより、新しい時代の中でも持続可能で、全ての世代が、健やかに康らかな生活を実感できるまちづくりを推進しています。

将来都市像実現のため、行政改革大綱は、総合計画に謳われている8つの基本目標を支える3つの方針を行政改革の基本的な方針として位置付け、行政改革の面から総合計画の目標実現を支えていきます。



4. 計画期間

行政改革大綱の計画期間は、総合計画の前期基本計画の期間と合わせて、2019年度から2023年度までとします。

5. 個別計画との関係

(1) 行政改革実行計画

総合計画の目標実現に向け、行政改革大綱に掲げる行政改革の基本的な方針を具体化するため、市民参加、財政運営、事務事業の見直し、民営化や民間委託の導入など、行政改革の具体的な取り組み項目について計画を策定します。

なお、事務事業の見直しについては、事務事業評価と連携した進捗管理を行います。

(2) 定数管理計画

総合計画の目標実現に向けた施策を推進するために必要な職員について、多様な職種の活用、年齢構成の平準化、職員採用の考え方などについて検討し、本市における定員管理の方針を定めます。

Ⅱ 行政改革の取り組み

総合計画では、目標の実現に向けて、「健康な行政経営」として次の3つの方針を掲げています。

方針1 「分かりやすい行政経営」

方針2 「即応性の高い行政経営」

方針3 「人財を活かした行政経営」

これらは、総合計画の目標実現に向けた今後の行政経営の基本的な方針であることから、行政改革の基本的な方針としても位置付けることとし、これに沿った行政改革の取り組みの方針を定め、総合計画の着実な推進を支えていきます。

1. 分かりやすい行政経営

(1) 相互理解に基づく行政経営

① 透明性の向上と情報の共有化

開かれた市政を推進するため、市政情報を様々な媒体を用いて分かりやすく積極的に市民に公開し、行政の説明責任（アカウンタビリティ）を果たすとともに、市民と行政の情報の共有化を進めます。

② 市民参加と協働の推進

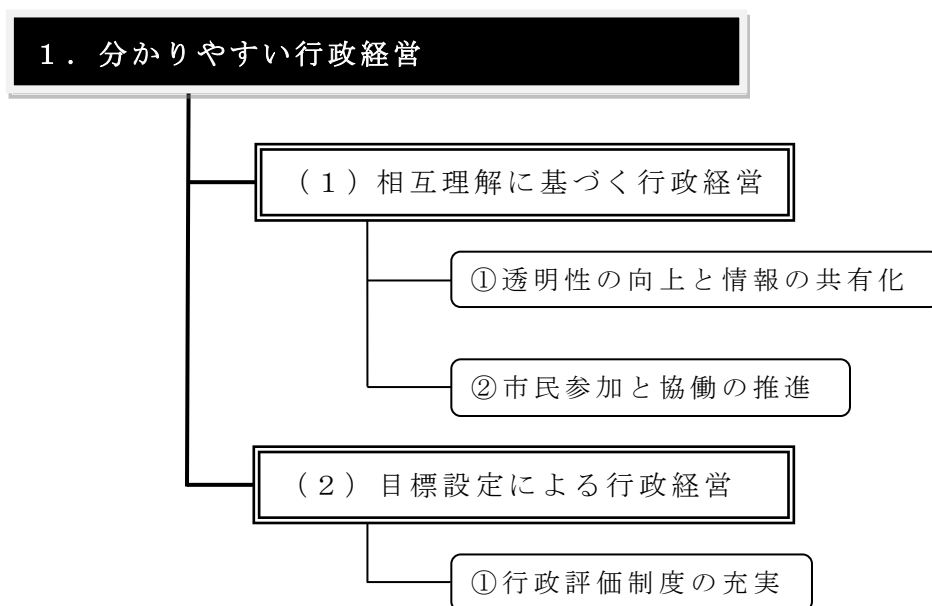
審議会等の開催や意見公募手続（パブリックコメント）の実施など様々な市民参加手法を用いて、市民参加の一層の拡充に努めるとともに、多くの市民の声を市政運営に反映させるため、広聴活動の充実を図るなど、市民の意見をできるだけ多く聴く機会を設けます。

また、多様化、高度化していく行政課題や市民ニーズに的確に対応していくために、様々なサービスの担い手として、市民、市民団体、事業者及び市が互いの役割を明確にし、協働事業の活用を推進していきます。

(2) 目標設定による行政経営

①行政評価制度の充実

事務事業評価と総合計画の「めざす成果」を対象とした施策評価を効果的に実施し、成果の達成状況等を踏まえて、さらなる施策展開につなげていきます。



2. 即応性の高い行政経営

(1) 健全で持続可能な財政運営

①収入の確保

行政経営の視点から、新たな財源の確保や受益者負担の適正化、市税収納率の向上などを積極的に推進するとともに、未利用地の活用や売却を検討するなど積極的な収入（財源）の確保に努めます。

②支出の見直し

限られた財源を効果的に配分し、将来にわたって持続可能な健全財政の基盤を築きます。

また、職員提案を活用して業務の見直しや事務改善を通じてコスト削減を行います。

③公会計の活用

統一的な基準により、複式簿記の財務書類等を整備し、減価償却費などのコスト情報や資産・負債といったストック情報の「見える化」を進めることで、予算編成等における行政内部のマネジメント機能の向上を図ります。

(2) 機能的な組織・態勢づくり

①効率的・機能的な組織の構築

社会情勢の変化による新たな行政課題や市民ニーズに迅速に対応するため、組織の見直しや統廃合を進め、簡素で効率的かつ柔軟な組織を構築していきます。また、多岐にわたる行政課題等にも対応するため、必要に応じて、組織を超えた横断的な態勢など、庁内連携を強化していきます。

②適正な職員配置

市民サービスの維持・向上を前提に業務の効率化を進め、多様な任用形態の活用などと合わせ、業務量に応じた適正な職員配置に努めます。

③市民サービスの向上

市民ニーズを的確に把握し、限りある行財政資源を活用しながら、行政サービスのワンストップ化など利便性の向上を図ることにより、市民の満足度の高い行政サービスを提供します。

④民間委託等の推進

民間の専門知識やノウハウを活用することにより、市民サービスの向上や効率化が図られると判断される業務については、民間委託等の推進を積極的に図っていきます。

⑤事務事業の見直し

効率性や有効性、費用対効果の視点から、事務事業の再編・整理・廃止・統合を進めるとともに、広域的な行政課題については、他都市との連携を推進します。

⑥災害発生時における業務継続体制整備

自然災害等の発生時に、応急活動を行う一方で、市が提供する通常の行政サービスについても可能な限り維持できるよう、業務継続計画（BCP）に基づいた体制整備を行います。

⑦情報化の推進

A I や I o T など、先端技術開発が進む I C T（情報通信技術）を活用し、市民の利便性向上および行政事務の効率化を図るため、デジタル社会に対応した行政運営を推進していきます。

また、本市が保有する情報資産を、デジタル社会における様々な脅威から守るため、適正な情報セキュリティ対策を実施していきます。

⑧外郭団体の見直し

外郭団体の自主自立性を高めるとともに、効率的な経営を促進します。また、各団体へ情報公開を積極的に促します。

(3) 公共施設・公有資産の適正管理

①公共施設の計画的な保全

公共建築物及びインフラ施設について、「大和市公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、計画的な改修や修繕を進めることで、施設の長寿命化を図り、最大限有効活用していきます。

また、市民の利便性の向上を図るとともに、今後予想される人口減少社会を見据え、複合化や多機能化、集約化等を考慮した対応についても柔軟に検討していきます。

②施設維持管理経費の削減

公共施設の管理経費節減に向け、保全コストの平準化を図るとともに、予防保全の考え方によるコスト削減に努めるほか、さまざまな省エネルギーの取り組みなども推進します。

③民間活力の活用

公の施設の管理運営については、「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」に基づき、効率的な管理運営や市民サービス向上の観点などから十分な検証を行い、指定管理者制度や業務委託などの活用を図るとともに、指定管理者や民間委託事業者に対しては、モニタリング等を実施しながら、適切な管理運営を進めます。

また、公共施設等の整備や維持管理を、より効率的・効果的に行うため、P F I等の公民連携手法の導入可能性についても検討を進めます。

④公有資産の適正管理

市が所有している未利用地については、売却を視野に入れ、有効な活用方法を検討します。また、行政財産の貸付についても、収入確保の視点から導入を検討します。

2. 即応性の高い行政経営

(1) 健全で持続可能な財政運営

①収入の確保

②支出の見直し

③公会計の活用

(2) 機能的な組織・態勢づくり

①効率的・機能的な組織の構築

②適正な職員配置

③市民サービスの向上

④民間委託等の推進

⑤事務事業の見直し

⑥災害発生時における業務継続体制整備

⑦情報化の推進

⑧外郭団体の見直し

(3) 公共施設・公有資産の適正管理

①公共施設の計画的な保全

②施設維持管理経費の削減

③民間活力の活用

④公有資産の適正管理

3. 人財を活かした行政経営

(1) 資質の高い職員の採用

①多様な人財の確保

これからの市政を担う人財を確保するため、幅広い年齢層から様々な能力や経験、専門知識・技術を持った多様な人財を確保していきます。

(2) 職員の能力向上

①職員の能力と意識の向上

社会環境が激しく変化していく中で、行政サービスの質を高めていくためには、職員一人ひとりが政策形成能力を向上させ、業務改善、効率化に向けて意欲的に取り組むことが求められることから、職員の能力と意識の向上を図る取り組みを進めます。

また、職員に対してコンプライアンスの徹底を図り、市民から信頼される職員となるよう人財育成を進めます。

(3) 職員の意欲を高める配置・環境づくり

①職員の適性と能力を活かした職員配置

職員が意欲的に仕事に取り組み、その能力を最大限に発揮することが出来るよう、個々の職員の適性と能力に応じた適材適所の職員配置を行います。

②多様な任用形態の活用

正規職員が担うべき業務を明確にしたうえで、適性や経験、専門性に配慮した配置を行うとともに、業務の内容に応じて任期付職員、臨時的任用職員、非常勤職員等、多様な任用形態を活用し、効果的な人財の配置を行います。

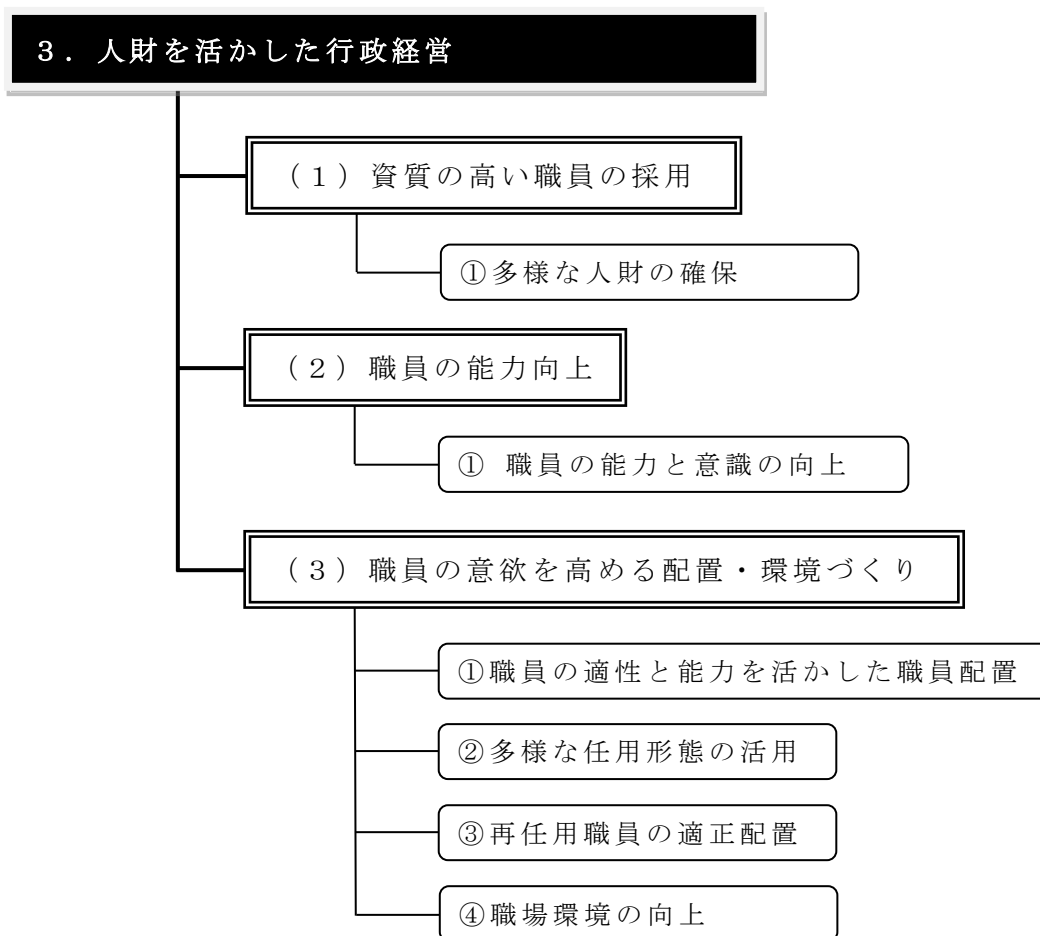
また、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う「会計年度任用職員制度」の創設など、新たな制度の整備も行います。

③再任用職員の適正配置

行政経験豊富な再任用職員を活用することで、複雑多様化した市民サービスの向上に取り組めます。

④職場環境の向上

職員の健康管理や、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みを進めます。



大和市行政改革大綱
平成 31 年 4 月(改定版)
大和市政策部政策総務課
〒242-8601 大和市下鶴間 1 - 1 - 1
TEL 046-260-5352
<http://www.city.yamato.lg.jp>
